

給与所得者の確定申告について

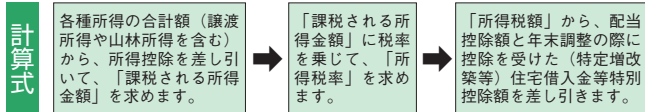
給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

平成22年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。還付申告の方は、平成23年2月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

問い合わせ 川越税務署 ☎235-9411

◆◆◆◆◆確定申告が必要な方◆◆◆◆◆

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。



- ①給与の収入金額が、2,000万円を超える。
- ②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える。
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計金額が20万円を超える。

※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告不要です。

- ④同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた。
- ⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。
- ⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税のを源泉徴収されていないこととなっている。

所得税の確定申告について

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などが過不足を精算する手続きです。

※日本国内に住所を持っている、又は現在まで引き続いて1年以上居住がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

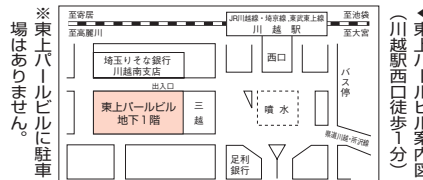
所得税還付申告相談

所得税の還付申告相談会場を、東上パールビル（川越駅西口徒歩1分）地下1階及び三芳町役場3階会議室に開設します。

税の申告書は、早めに確定申告をお済ませください！

期日	受付時間	会場
2月10日～3月9日	午前9時～11時 午後1時～3時	東上パールビル地下1階
2月9日（上富・北永井）	午前9時～11時	三芳町役場3階会議室
2月10日・14日（藤久保）	午後1時～4時	
2月15日（竹間沢・みよし台）		

※土・日曜日、祝日を除きます。
※午前の相談開始時間は、9時30分からです。
※混雑の状況により、午前中に受付されても相談が午後になる場合があります。



申告相談会場・日時

東上パールビルで受付を行う申告内容

- ・給与所得者で、医療費控除を受けられる方
- ・平成22年中に中途退職した後、就職しなかった方で、給与所得について年末調整がお済みでない方
- ・所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で、医療費控除や社会保険料控除などを受けられる方
- ・三芳町役場受付を受けられる方
- ・東上パールビルで受付を行う内容と同じ方
- ・寄附金控除を受けられる方
- ・住宅借入金等特別控除を受けられる方（増改築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換え及びマイホームを譲渡された方は除く）
- ※平成21年以前の申告は受けられません。
- ※源泉徴収税のない方は還付金額は生じません。
- ※標記された以外の受付はできませんので、川越税務署で申告してください。

申告に必要なもの

- ▽必ず持ってきていただくもの
 - ①平成22年分の源泉徴収票の原本（住所氏名が変わった場合は住民票の写し）
 - ②印鑑
 - ③預金口座番号が分かるもの（申告者本人に限る）
 - ④ボールペンと計算用具
- ▽医療費控除を受ける人
 - ①医療機関等に支払った医療費の領収書
 - ②社会保険・共済組合などから補てんされた給付金額の分かるもの
 - ③生命保険会社などから支払われた入院給付金などが分かるもの
- ▽住宅借入金等特別控除を受ける人（会場は役場のみ）
 - ①住民票の写し
 - ②家屋の登記事項証明書
 - ③住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
 - ④請負契約書・売買契約書等で取得価格の分かる書類の写し
 - ⑤借入金に住宅敷地の取得のための借入金を含む場合は、土地の登記事項証明書及び売買契約書
- ▽昨年、中途退職で年末調整が済んでいない方又は公的年金等の所得のみの方で社会保険料控除などを受けられる方
 - ①昨年支払った社会保険料・生命保険料地震保険料の控除金額を証明できる書類
- ▽寄附金控除を受けられる方
 - ①寄附をした際の領収書

年金受給者 申告説明会並びに申告受付について

川越税務署・町では、年金収入のみの方を対象に、「確定申告書の書き方についての説明会」を次のとおり開催します。期間が始まる前のこの機会をぜひご利用ください。

- 日時・場所** 《※受付時間までにご来場ください》
- 2月4日(金) 午前9時～11時（受付：午前8時30分～11時）、午後1時～4時（受付：午後0時30分～4時）、三芳町役場3階会議室 【対象地区／上富・北永井・竹間沢・みよし台】
 - 2月8日(火) 午前10時～12時（受付：午前9時30分～10時）、午後2時～4時（受付：午後1時30分～2時）、藤久保公民館 【対象地区／藤久保】
- 対象者** 平成22年中の収入が年金収入のみの方
- 持ち物** ①印鑑・ボールペン・計算用具 ②平成22年分の公的年金等の源泉徴収票 ③生命保険・地震保険・社会保険料控除証明書等 ④申告者本人の口座番号の分かるもの（還付金が発生した場合） ⑤送付された申告書
- ※平成21年度分以前の申告は受けられません。
- 問い合わせ** 税務課（内線132～134）

1月10日は110番の日～110番の正しい利用を～

- ☆いち早く 110番は、犯罪や事故等に遭遇した際の県民と警察を結ぶ「緊急通報専用電話」です。
- ☆悩むより かけて安心 #9110 急を要さない要望・相談・苦情・各種照会は、けいさつ総合相談センター専用電話へ #9110 又は 048-822-9110
- ☆メール・FAX110番 県警では、聴覚に障害がある方、又は言葉が話せない方が事件や事故にあった時、警察へ緊急通報する手段として携帯電話やパソコンのメール機能を利用したメール110番やファックスを利用したFAX110番を運用しています。

メール110番 メールアドレス 110ban@mail.police.pref.saitama.jp
 FAX110番 FAX番号 0120-264-110（ふあっくすでむすぶしんらい110番）

※これらは、聴覚や言葉が不自由な方専用ですので、健全者の方は通常の110番を利用してください。